

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下郷町	大松川	令和3年10月20日	

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	187ha
i うち遊休農地（荒廃農地を含む）の耕地面積	95ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	125ha
i うち遊休農地（荒廃農地を含む）の耕地面積	65ha
③ 地区内における70才以上の農業者 ^{※1} の耕作面積の合計	63ha
i うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	16ha
ii うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	47ha
iii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	31ha
(備考 ^{※2}) ・農地中間管理機構関連農地整備事業 (平成31年度～令和3年度調査地区申請、50.5ha)	

※1 農業者の年齢はアンケート調査による。

※2 農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向の把握状況。

2 対象地区の課題

後継者の確保が進んでいない。 小区画、不整形、傾斜地、水はけが悪い等、農業生産条件の不利なほ場が多い。 農作物の鳥獣被害が増加している。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構の活用や利用権設定等により、担い手（中心経営体）に農地を集約し、荒廃農地を増やさないようにする。
 特に、農地中間管理機構関連農地整備事業の調査地区として申請している地域の農地(50.5ha)については、農地中間管理機構の活用により農地を集約する。

営農をリタイアする農業者には、担い手（中心経営体）への集約を推進する。

4 対象地区内における中心経営体の状況

番号	属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
			経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計				620a		3,765a	

※1 「属性」欄の凡例は次のとおり。認農：個人の認定農業者、認農法：法人の認定農業者、認就：認定新規就農者、集：法人化や農地集積を行うことが確実であると判断する集落営農、到達：基本構想水準到達者

※2 「経営面積」は、本プランの対象地区内における面積。

5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農業生産条件の不利なほ場が多いことから、農地中間管理機構関連農地整備事業による生産条件の改善を図る。その推進体制として、地区では、ほ場整備事業推進委員会（平成31年3月）及びほ場整備事業検討委員会（令和2年3月）を設置し、事業に関するアンケートや担い手（中心経営体）の確保等に取り組んできた。

今後も、福島県や福島県農地中間管理機構等、関係機関からの指導・助言を受けながら、事業を推進していく。

令和3年度現在、約242aの農地について、中山間地域等直接支払制度を活用して保全・維持管理に取り組んでおり、今後も継続する。
 合わせて、（現在実施していない）多面的機能支払交付金の活用について、引続き検討する。

平成31年度から令和2年度までの3年間、鳥獣被害防止の総合的な対策を行うモデル集落として、福島県の指導・助言を受けながら、鳥獣被害防止に取り組んできた。これを基に、今後も防護柵の設置や維持管理等の取組みを継続する。

担い手（中心経営体）等における収益性向上のため、先進地視察研修等の機会を活用しながら、高収益作物の導入や販路の開拓について検討を進める。